

令和4年第9回さつま町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年9月20日(火) 午前9時30分～11時5分

2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室

3 出席者

(1) 農業委員 (10名)

1番	豊増 文夫	2番	坂元 兼一
3番	山内 美千代	4番	前野 浩司
5番	田畑 和成	6番	赤崎 敬一郎
7番	小西 義彦	8番	南原 美奈子
9番	吉留 義晃	10番	池山 準一

(2) 推進委員 (21名)

11番		12番	甫立 浩二	13番	
14番	山崎 博文	15番	久保齒 貴政	16番	宮崎 栄
17番	内村 正二	18番	三腰 修一	19番	竹井 好博
20番	長野 壯二	21番	濱田 誠	22番	徳留 伸一
23番	東條 好廣	24番	満園 和徳	25番	栗野 一三
26番	堀之内 睦	27番		28番	大迫 勝哉
29番	竹之内 重則	30番	山口 治幸	31番	下境田 公治
32番		33番	肝付 兼久	34番	坂元 智一
35番	小坂 和良				

(3) 職員 (5名)

事務局長	松山 明浩
主幹兼農地係長	小田 寿幸
農地係主査	堀口 浩二
農地係主事	上西 雅人
農地中間管理事業推進員	外川内 勉

4 欠席農業委員 (一名)

5 会次第

- (1) 議案第1号 農地法第3条許可(農委)申請について (5件)
- (2) 議案第2号 農地法第5条許可申請について (6件)
- (3) 議案第3号 農業振興地域内農地利用計画の変更案に係る意見について (1件)
- (4) 議案第4号 農用地利用集積計画について (15件)

6 その他

事務局長 　　ただ今から令和４年第９回総会を開会いたします。
会長のあいさつをお願いします。

会長 　　　　（あいさつ）

事務局長 　　ありがとうございました。
それでは、本日の出席人員報告をいたします。
本日は、全員の出席で定足数に達していますので、総会は成立しております。
また、推進委員 25 名のうち、11 番下市委員、13 番野間委員、27 番上屋敷委員、32 番楠元委員から欠席の申し出がありましたので、21 名の出席をいただいております。以上で出席人員の報告を終わります。
それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。

議長(会長) 　　それでは、審議を開始します。
本日の議事録署名者の指名をいたします。
議事録署名者は、1 番豊増文夫委員、4 番前野浩司委員をお願いいたします。
なお、これまでと同じく担当農地利用最適化推進委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。発言の際は挙手し、座席番号を言い、議長の許可を得てから、起立し発言くださるようお願いいたします。
次に事務局より会務報告をお願いいたします。

事務局長 　　　「会務報告の朗読及び説明」

議長 　　　　ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。
（なしの声あり）
無いようですので、会務報告を終わります。

それでは、1 ページ、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」を議題といたします。
本日出席されている農業委員に関わる議事参与制限の案件が 2 件ありますので、その案件を先に審議いたします。
1 ページ、9-3 番、4 番を議題といたします。
■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室}
事務局の議案説明をお願いします。

事務局
（上西） 　　議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 9-3 番、4 番説明
9-3 番
所在：平川字■■■■番 1、田、農振農用地区域内、806 ㎡、所有権移転の売買
9-4 番
所在：平川字■■■■番 1、田、農振農用地区域内、948 ㎡、所在：平川字■■■■番 2、田、農振農用地区域内、1,139 ㎡、所有権移転の売買
以上農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。

議長 　　　　ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。9-3 番、4 番お願いします。

19 番委員

まず、9-3 番でございますが、■■■■さんの今現在耕作されている田んぼのとなりになっておりまして、話し合いの結果、譲ってもらうように話がまとまったそうでございます。鹿児島市にいて、もう農業はできないということで譲るということに決まったそうでございます。圃場整備をしてありまして、境界、進入路も何ら問題ございませんでした。現在、■■■■さんが耕作されていました。

9-4 番につきましては、■■■■さんと■■■■さんは姉妹であります。どちらも、農業はしないということで、これも、現在、何年も■■■■さんが耕作されていました。農業をしないということで、■■■■さんを買ってくれということでお願いをされたら、いいでしょうということで話がまとまって、こちらのほうも構造改善田で、進入路、境界も何ら問題ございませんでした。よろしく願いいたします。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

よろしいですか。無いようですので採決いたします。議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 9-3 番、4 番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 9-3 番、4 番は、許可することに決定いたします。

■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室}

次に、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 1 ページのうち、農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(上西)

議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件について朗読及び説明

9-1 番

所在：湯田字■■■■番 1、畑、農振農用地区域外、1,069 m²、所有権移転の贈与

9-2 番

所在：広瀬字■■■■番 3、畑、農振農用地区域外、481 m²、所在：広瀬字■■■■番、畑、農振農用地区域外、1,168 m²、所有権移転の贈与

9-5 番

所在：中津川字■■■■番、畑、農振農用地区域内、397 m²、所有権移転の売買

以上農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。9-1 番、お願いします。

事務局
(上西)

野間推進委員が欠席ですので、代わりに事務局で報告いたします。■■■■さんからみて■■■■さんは義理の兄になるようで親戚関係だそうです。今回の申請地は、■■■■さんの自宅の目の前にある農地で、贈与ということで話がまとまったそうです。境界及び進入路は特に問題ないとのことでした。以上です。

議長

9-2 番、お願いします

14 番委員

場所は、国道 504 号の佐志の [] さんと [] さんとのちょうど中間のあたりにございます。受人の [] さんは、渡人の [] さんの奥様の親戚にあたる方で、申請地はもともと [] さんがそばを作る目的で、数年前に取得されておりますが、[] さんが以前から、野菜を作るための農地を探しておりその関係で、奥様を通じて [] さんへ相談があったそうです。最終的に今回の申請に至りました。現地を確認したところ、境界、進入路等、特に問題ございませんでした。よろしくお願いします。

議長

9-5 番、お願いします。

33 番委員

場所は、中津川、[] 公民館から [] 集落へ上って行く坂の途中の墓の向かい側で、土地改良事業があった畑になります。[] さんは住所は中津川にありますが、入来の際に嫁いでいる娘さんのところに現在、住んでいらっしゃいます。息子さんもいるんですけども、薩摩川内市に家を購入され住んでいるために、自宅のほうにはなかなか帰ってこないということで、[] 君に相談があったみたいです。この畑は、[] 君が所有している畑と分割したような感じの畑でした。進入路は、同じ進入路になっていて、境界がはっきりしていなかったのも、[] 君が自分で測量して杭を打ってありました。あとは、法面で囲まれていて問題なかったのも、ご審議方よろしくお願いします。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見・ご質問はありますか。

(なしの声)

よろしいですか。無いようですので採決いたします。議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件は、許可することに決定いたします。

次に、議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 2 ページ、9-1 番を議題といたします。

なお、4 ページ、議案第 3 号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の 1 番は、関連がありますので、一括してご審議くださるようお願いいたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(小田)

議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 9-1 番について説明
所在：白男川字 [] 番 4、田、農振農用地区域内、626 m²、地種：農振農用地区域内農地、形態：転用、用途：製茶工場等用地、施設：製茶工場・機材置場・飼料置場、施設面積：66.078 m²、申請地を譲り受け製茶工場を増設し、機材置場等を設置したい。

関連部分の 4 ページ、議案第 3 号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の 1 番説明

申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。

議長 　ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。

17 番委員 　現地の確認をしましたので、説明いたします。これは、息子さんへの名義の変更のための申請になると思います。この土地は、今、製茶工場があるんですが、その隣接する田になります。工場の一部拡張と、牛を飼っておりまして、牛の餌置場として利用したいということです。周辺は道路に囲まれておりますので、周りに対する影響はございません。以上です。

議長 　次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

事務局
（小田） 　農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明
総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。
本件は、農振農用地の案件であることから、県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取を求める案件であります。

議長 　ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありますか。

（なしの声あり）

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 9-1 番について、許可することに賛成の方、併せて議案第 3 号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の 1 番は、用途区分変更を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成ですので、議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 9-1 番は許可することに決定いたしました。

また、議案第 3 号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の 1 番は、用途区分変更を承認することに決定いたします。

なお、本件は、農振農用地の案件であることから、県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取します。

次に、議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 2 ページ、9-2 番を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
（小田） 　議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 9-2 番について説明
所在：■■■■番 6、畑、農振農用地区域外、614 m²、地種：第 3 種農地、
形態：転用、用途：一般住宅用地、施設：一般住宅、施設面積：72.45 m²、
申請地を譲り受け一般住宅を建築したい。

申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。

議長 　ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。9-2 番、お願いします。

12 番委員 　現地は、昭和 ■■■年 ■■■月に土地区画整理法によって換地処分を受けた畑になります。申請地の北側、東側、西側は既に宅地で、境界はブロック塀で囲まれておりまして、特に注意するようなことは無かったと思いますが、

- 12 番委員 今回の申請は一般住宅の建設を希望されておりますが、一般住宅の基準である 500 平米以上の畑であるということから、現地で、小西農業委員をはじめ、事務局を含めて協議したところであります。そこで気が付いたのは、進入路が既にコンクリートで設置済み、それと、道路、国道 504 号なんです、少し高台にあって、一般住宅建設として使用できない土地があるということでありました。仮に、ここの土地を分筆して 500 平米以内の申請をしてもらっても、残った 114 平米については耕作する人が現れそうもなく、また名義人は非常に高齢で、耕作する能力がない、また、ここの畑に入る進入路を建設する必要もあることなどを考慮しまして、今回の申請はやむを得ないと判断したところであります。よろしくお願ひします。
- 議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局
(小田) 農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明
総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。
- 議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。
(なしの声あり)
よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 9-2 番については、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成ですので、議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 9-2 番は許可することに決定いたしました。
- 次に、議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 2 ページ、9-3 番を議題といたします。
事務局の議案説明をお願いします。
- 事務局
(小田) 議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 9-3 番について説明
所在：虎居字 XXXXXXXXXX 番 12、畑、農振農用地区域外、500 m²のうち 498 m²、地種：第 1 種農地、形態：転用、用途：一般住宅用地、施設：一般住宅、施設面積：116.76 m²、申請地を譲り受け一般住宅を建築したい。
申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。
- 議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。9-3 番、お願いします。
- 12 番委員 申請地は、既に国土調査の成果及び分筆申請時の添付図面を基にして、プラスチック杭で復元をされ、鮮明に表示されておりました。また、それを現地で確認することもできましたので、一般住宅建設中に、また表示してある杭等が紛失する恐れもあるということで、住宅完成後に再度、境界杭の設置を行うということでありまして、特に問題は無いように思います。よろしくお願ひいたします。
- 議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、

議長 事務局の説明をお願いします。

事務局
(小田) 農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表(案)説明
総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。
本件は、第1種農地の案件であることから、県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取を求める案件であります。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。
(なしの声あり)
よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の9-3番については、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の9-3番は許可することに決定いたしました。
なお、本件は、第1種農地の案件であることから、県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取します。

次に、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の3ページ、9-4番を議題といたします。
事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(小田) 議案第2号「農地法第5条許可申請について」の9-4番について説明
所在：虎居字 [] 番11、畑、農振農用地区域外、499㎡のうち1.99㎡、所在：虎居字 [] 番12、畑、農振農用地区域外、500㎡のうち2.02㎡、所在：虎居字 [] 番13、畑、農振農用地区域外、172㎡、所在：虎居字 [] 番14、畑、農振農用地区域外、499㎡のうち22㎡、所在：虎居字 [] 番15、畑、農振農用地区域外、499㎡のうち22㎡、地種：第1種農地、形態：転用、用途：通路用地、施設：通路、申請地を譲り受け通路を設置したい。
申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。9-4番、お願いします。

12番委員 9-4番につきましては、添付図面で分かるように、9-3番の隣地でございます。通路建設についても、9-3番で説明したように、境界杭がはっきり確認できました。また、通路完成後の登記については、本人の名義も渡人の名義も残したいということから共有名義であるそうでございます。以上です。

議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

事務局
(小田) 農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表(案)説明
総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。

事務局
(小田) 本件は、第 1 種農地の案件であることから、県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取を求める案件であります。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 9-4 番については、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 9-4 番は許可することに決定いたしました。

なお、本件は、第 1 種農地の案件であることから、県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取します。

次に、議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 3 ページ、9-5 番を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(小田) 議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 9-5 番について説明
所在：広瀬字■■■■番、田（現況：畑）、農振農用地区域外、307 m²、地種：第 2 種農地、形態：転用、用途：一般住宅用地、施設：一般住宅、施設面積：97.3 m²、申請地を譲り受け一般住宅を建築したい。

申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。9-5 番、お願いします。

14 番委員 場所は、17 ページの図を見ていただければと思いますが、佐志の■■■■さんの裏の通りを■■■■方面に少し向かったところの左手にございます。今回の申請地の隣、■■■■番 1、2、3 はもともと 1 枚で、渡人の■■■■さんの土地で、こちらを 3 枚に分筆して、■■■■番 2、3 を一緒に購入され、■■■■番 2 と今回の申請地■■■■番にまたがる形で住宅を建築し、■■■■番 3 を進入路として使用する計画です。■■■■番 2 は、今回の申請地■■■■番に比べて低いため、盛土を行った上で、ほぼすべての境界に土砂流出を防ぐためのブロックを積みます。現地を確認したところ、境界、進入路等ははっきりしておりまして、問題無いと思います。ご審議、お願いします。

議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

事務局
(小田) 農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明
総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 2 号「農地法第 5 条

議長

許可申請について」の 9-5 番については、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 9-5 番は許可することに決定いたしました。

次に、議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 3 ページ、9-6 番を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(小田)

議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 9-6 番について説明
所在：虎居字 ■■■■■ 番 4、畑（現況：宅地）、農振農用地区域外、12
㎡、地種：第 2 種農地、形態：転用、用途：一般住宅用地、施設：宅地拡張、申請地を譲り受け一般住宅の敷地の一部としたい。

申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。9-6 番、お願いします。

12 番委員

申請地の隣地 ■■■■■ 番は平成 ■■■ 年に 5 条申請で許可後に一般住宅を建設されたものであります。その後、申請人の名義人から、申請地域の土地はすべて売却したと承知していましたが、今年になっても土地改良区から賦課金の通知があり、調査をしましたところ、当該地の所在が判明したとのことであります。そういう理由から今回の申請に至ったものと思います。また、現地は申請人の宅地の一部であって、軒下にわずかに残っている程度で、とても農地の状態ではないように見受けました。境界については、復元をしてありましたので、はっきり確認はできましたけれども、既に宅地の一部となっておりますので、やむを得ないと判断いたしました。また、本件については、始末書添付の案件でもありますので、よろしくお願ひいたします。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

事務局
(小田)

農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明
総合意見としまして、許可相当（追認）。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありますか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 9-6 番については、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 9-6 番は許可することに決定いたしました。

次に、5 ページ、議案第 4 号「農用地利用集積計画について」の農用地利

議長 用集積計画書、集積計画総括表（所有権の移転）について事務局の説明をお願いします。

事務局（堀口） 議案第4号「農用地利用集積計画について」の5ページ農用地利用集積計画書、6ページ集積計画総括表（所有権の移転）について説明

議長 それでは、議案第4号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の7ページ、9-1番を議題といたします。
事務局の議案説明をお願いします。

事務局（堀口） 議案第4号「農用地利用集積計画について」の7ページ、9-1番について朗読及び説明

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

6番委員 経営面積がゼロになっているんですが、今回から始められるのですか。

事務局（堀口） これまで、■■■■さんが、当該農地3筆を■■■■さんから借りて認定を受けられ、本人名義の土地は持っておられなかったということで、今回、ここを購入することで、自分の名義の土地が初めてできます。これまでは、借りた農地を自分で経営していきまして、経営面積はゼロということでございます。

議長 よろしいですか。ほかにございせんか。
(なしの声あり)
無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「農用地利用集積計画について」の所有権移転、9-1番については、妥当とすること賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積計画について」の所有権移転、9-1番については、妥当とすることに決定いたします。

次に、議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の8ページ、農用地利用集積計画総括表（中間管理権及び利用権の設定）について事務局の説明をお願いします。

事務局（堀口） 議案第4号「農用地利用集積計画について」の8ページ、農用地利用集積計画総括表（中間管理権及び利用権の設定）について朗読及び説明

議長 それでは、議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定を議題といたします。
本日、出席されています農業委員に関わる議事参与制限の案件が1件ありますので、その案件を先に審議いたします。
9ページ、9-2番を議題といたします。
■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室}
事務局の議案説明をお願いします。

事務局（堀口） 議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の9ページ、9-2番について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の9-2番については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の9-2番については、妥当とすることに決定いたします。

■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室}

次に、議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の9ページから12ページの農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件を議題といたします。

事務局の議案の説明をお願いします。

事務局
(堀口)

議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の9ページから12ページの農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

3番委員

9-1番について、■■■■さんの申請の関係ですけれども、一応、稲は植えています。植える時期が少しずれていまして、水の管理で、周りの方とうまくいっていないみたいで、そういうのは、農業委員会ですら対応すればいいかというのをお聞きしたいんですけれども。
土用干しする頃に植えるとか、水が周りの方はいらないときに溜めたりということで、言うことを聞いてくれないとか、色々聞きます。一応、作ってはあり、農地を利用されています。そこらへんがどうなのかなあとと思います。

議長

この件について、農業委員会が関わっていくことに、皆さん、どう思われますか。

9番委員

水利権の問題だから、地域で話し合っ、水路をU字溝に替えるなど、中山間事業等を利用して水路の改修をするとか。水利権の問題は地域の問題であって、地域で話し合っしないと難しいのではないかな。

議長

あまりに極端な水の利用の仕方があるとすれば、地域でよく話し合う必要があるのではないかと思います、皆さんどうですか。

地域だけに任せるといのもなんですけど、農業委員会が、そこに入って、こうしなさい、ああしなさいということは問題があるような気がします。担当の方は、地域で話し合うように要請をしていただけませんか。

31番委員

■■■■さんは独身で、後継者もいません。牛を10頭くらい飼っておりまして、まだ増やしたいということで、補助を受けて牛舎を建てるという計画を何年も前からやって、自分の畑、田んぼが牧草を作る面積が足りないということで、他人のものを借りてやっておりますが、何せ一人でやることで、現在2丁歩くらいの耕作をしております。田の畔の草は、みんな刈るときに刈らないので、まわりからはぶつぶつ、田植えも、今年は2反歩くらい植えていないところがあります。去年は盆くらいに植えて、

31 番委員 穂も出ませんでした。牛を飼っていて、私は米じゃない、餌が欲しいんだと言うけど、稲も 30センチくらいで、餌にも届かないような状態で、水管理も、基盤整備してある田んぼであればいいが、昔ながらの、上流から次の田んぼへ次の田んぼへということで、さっき山内農業委員が言われたように、土用干しするときに水をかけたり、周りからの苦情も出ているという状態です。集落協定の中ではありますが、他人との横のつながりはほとんどございません。手伝いしようとか、そういうのが無い。人との交流がうまくいっていないような状態です。以上です。

5 番委員 その人が作ってくれると言って、■■■■さんも、その人しかいなかったのか。他に認定農業者とか、そういう人たちに作ってもらえれば、そっこのほうが無難なんですけれども。どうしても誰もいないと言って、■■■■さんが借りるちゅうんだったら、それは文句も言えないし、農業委員会も何も言うこともできない。あとは、集落協定、そういうところで、代表を介して話し合うしかないと思います。以上です。

議長 今、話が出たように、先ほど、推進委員からも話が出ましたので、下境田推進委員の担当地域になろうかと思いますが、農業委員会でもこういう話がありましたということで、地域の方にも伝えて、うまくいくように相談をしてやってください。よろしく願いいたします。

ほかに、ございませんか。

(なしの声あり)

無いようですので、採決いたします。議案第 4 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 4 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに決定いたします。

次に、「議案」その他ですが、委員の皆様より「議案」はありませんか。

(なしの声)

事務局より、何かありますか。

(ありません。)

無いようでありますので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。

次に、会次第 6 の「その他」で、委員の方から何かありませんか。

(なしの声)

無いようでしたら、事務局より事務連絡はありませんか。

(事務局より協議・連絡事項あり)

事務局

- ・活動記録の徹底について
- ・農家アンケート（農地の貸したい借りたい総点検活動）について
- ・認定農業者等からの意見に基づく農地等利用の最適化の推進に関する意見書案について
- ・農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直し案について
- ・農業新聞の購読推進について
- ・遊休農地調査について

農地中間管理
事業推進員
(外川内) ・農地中間管理機構を介した契約更新作業について（協力に対する御礼）

議長 ただ今の事務局からの説明について、何かございませんか。
 無いようですので、以上をもちまして令和4年第9回総会の全てを終了
 いたします。ご協力、ありがとうございました。

事務局長 全員ご起立ください。以上で、総会を閉会します。一同礼

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する。

会 長

委 員

委 員